

自治会活動保険のご案内

堺市自治連合協議会では、自治会員が自治会活動中の不測の事故により、負傷又は死亡した場合にかかる治療費等や、第三者の生命・身体または財物に損害を与えた際に負う法律上の賠償責任を補償する保険に加入します。

▶保険契約者

堺市自治連合協議会

▶被保険者

「各校区自治連合会」及び「連合に加盟する単位自治会」の自治会員

※保険加入に際し、申請書や自治会員名簿等のご提出は必要ありません。

▶保険期間

令和7年7月1日～令和8年6月30日

▶保険料

自己負担はありません（堺市が全額負担）

▶対象となる活動

被保険者となる自治会が企画・立案し、会議、会則等、所定の手続きを経て実施することが決定された活動

<活動例>

・団体の運営に関する活動

会議、広報誌・回覧板等配布、掲示板へのポスター掲示など

・地域の安全・安心に資する活動

防犯パトロール、防災訓練、交通安全活動など

・社会福祉に資する活動

高齢者福祉活動、赤い羽根募金活動など

・環境美化等に資する活動

道路・公園等清掃活動、資源回収など

・地域コミュニティの醸成に資する活動

イベントや催しの運営・準備、文化活動、スポーツ活動など



※ 活動場所と自宅との往復途中の事故を含みます。

※ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング等、危険なスポーツ活動やだんじり祭り、ふとん太鼓は除きます。

堺市及び堺市教育委員会が別途契約する下記保険の対象となる活動を除く

地域の子どもの見守り活動保険、子ども110番の家活動保険、堺市自治会施設賠償責任保険

▶保険金の支払いの対象と保険金額等

(1) 傷害

被保険者が対象となる活動に従事中又は参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、怪我又は死亡した場合（死亡・後遺障害・入院・通院）に保険金を支払います。

保険金の種類	内容	保険金額
①死亡保険金	傷害により、事故の日から 180 日以内に死亡したとき	500 万円 ※後遺障害については、障害の程度に応じ3%～100%の範囲内
②後遺障害保険金	事故の日から 180 日以内に、その傷害がもとで後遺障害が生じたとき	
③入院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力を失って医師の治療を受け、入院したとき	入院 1 日につき 3,000 円 ※事故の日から 180 日が限度
④通院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力に支障が生じ、通院したとき	通院 1 日につき 2,000 円 ※事故の日から 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度とする。ただし、平常の生活又は業務に支障がない程度に治ったとき以降の通院は除く。

(2) 賠償責任

対象となる活動に伴う事故により、被保険者が、他人の生命、身体若しくは財物の損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について、保険金を支払います。

保険金の種類	保険金額
①身体賠償	1 名 1 億円、1 事故 5 億円（限度額）
②財物賠償	1 事故 5,000 万円（限度額）

※保険金が支払われる費用項目

- ・被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代など
- ・保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁和解若しくは調定費用
- ・損害の防止、軽減のための有益な応急、緊急措置費用

➤保険の対象とならない事故

(1)傷害保険

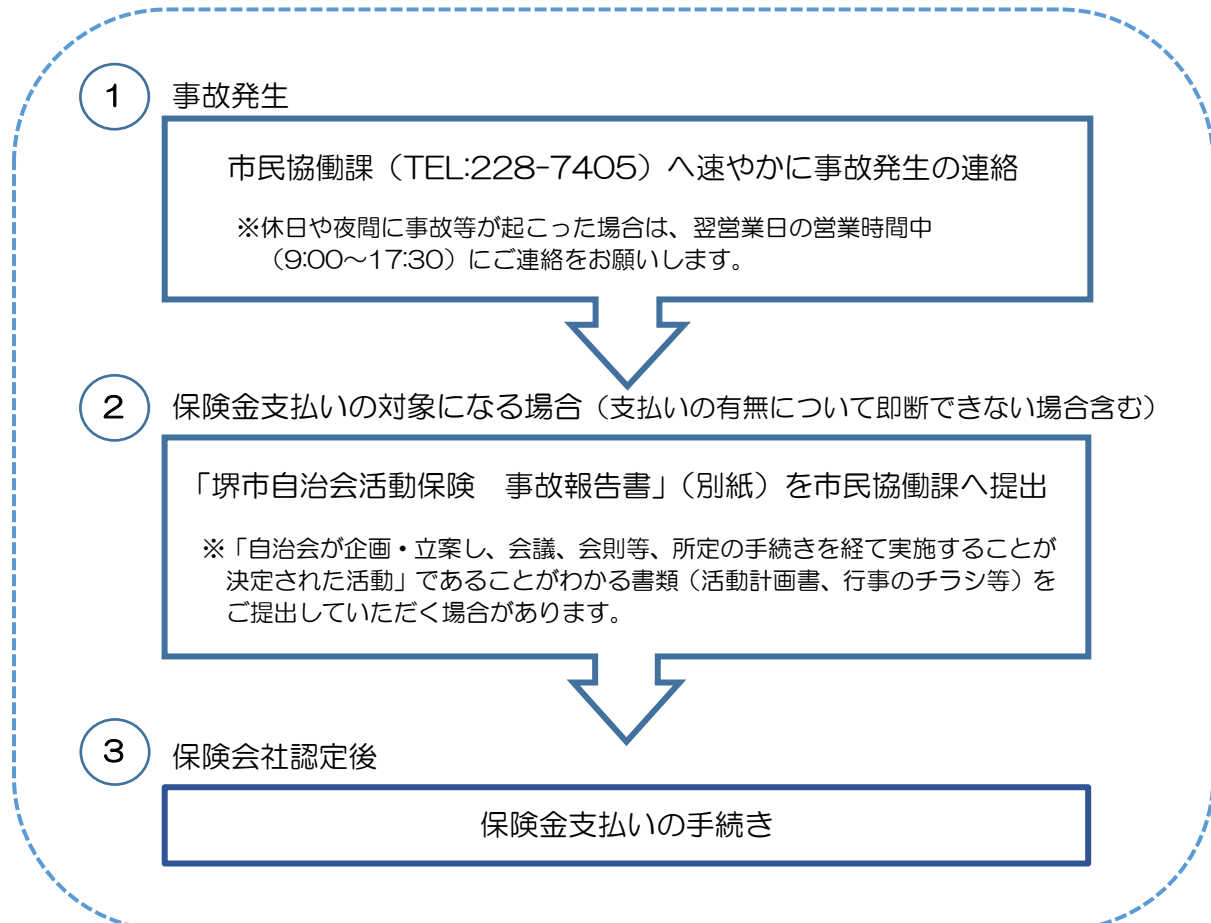
- * 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- * 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- * 航空機の墜落又は自動車事故
- * 頸部症候群（むちうち）又は腰痛で、他覚所見のないもの など

(2)賠償責任保険

- * 施設の新築、改築、増築、修理等の工事に起因する賠償責任
- * 自動車の所有、使用又は管理に起因する賠償責任
- * 給排水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラーその他家事用器具から排出、漏えい又は汜濫する液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- * 屋根、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨又は雪により財物の損壊に起因する賠償責任 など

※ 上記は一例です。実際に事故が起きた場合、保険会社で対象の有無を判断します。

➤事故発生時の手続きの流れ



➤ 初期対応、事故連絡

■■ 初期対応 ■■

事故が発生した場合は、まずは慌てず落ち着いて初期対応を行ってください。

- A. 損害の発生および拡大の防止
- B. 被害者の確認
- C. 目撃者の確認
- D. 必要に応じ救急車・警察へ連絡

■■ 事故連絡 ■■

以下について確認し、お手元にメモを取り市民協働課へすみやかにご連絡ください。

- ① 事故発生の日時・場所
- ② 被害者の住所・氏名
- ③ 事故状況（発生原因、損害状況など）

※ 休日や夜間に事故等が起こった場合は、翌営業日の営業時間中（9:00～17:30）にご連絡をお願いします

※ 損害の防止・軽減のための有益な応急・緊急措置費用を除き、保険金支払いについては事前に保険会社の同意を要します。

【証券番号】 5250012865
【保険契約者】 堺市自治連合協議会
【被保険者】 「各校区自治連合会」及び「連合に加盟する単位自治会」の自治会員
【保険期間】 令和7年7月1日～令和8年6月30日

【代理店】

株式会社 ティアタス

〒590-0946 堺市堺区熊野町東 1-1-7（ティアタスビル）
TEL：072-238-1925（受付時間：平日 9:00～17:00）
フリーダイヤル：0120-373-953

【引受保険会社】

ニューインディア保険会社 大阪支店

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1-6-27（ヨシカワビル）
TEL：06-6262-5471（受付時間：平日 9:30～17:00）

＜お問い合わせ先＞

堺市自治連合協議会事務局（市民協働課内）
TEL：228-7405/FAX：228-0371



堺市ホームページでは自治会活動保険に関するよくある質問などを掲載しています。

堺市自治会施設賠償責任保険について

■施設賠償責任保険の概要

堺市内の自治会が所有または管理する防犯灯・防犯カメラ・掲示板※の管理不備に起因して人身傷害や財物損壊の事故を起こし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が補償の対象となります。

※防犯灯・防犯カメラ・掲示板については、設置する土地等の所有者から許可(ex.市が管理する道路上に設置する場合は道路占用許可等)を得る必要がありますので、ご注意ください。

＜保険金支払対象となる事故の例＞

◇防犯カメラのネジが緩んで落下し、近隣の建物を破損した。

◇老朽化した防犯灯が倒れ、通行中の車両を破損した。

◇取付が緩んでいたり、腐食していた掲示板が強風で飛ばされ、通行人にケガをさせた。

【証券番号】	NL32714944
【保険契約者】	堺市自治連合協議会
【被保険者】	本保険に加入（申込）いただいている堺市内の自治会 (校区自治連合会・単位自治会)
【保険期間】	令和7年7月1日午後4時～令和8年7月1日午後4時
【引受保険会社】	三井住友海上火災保険株式会社



～法律上の損害賠償責任～

過失により他人に損害を与えた場合は、民法等の定めにより加害者は被害者に対してその損害を補償する責任を負います。これを法律上の損害賠償責任といいます。

賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について保険金をお支払いします。

一方、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じない場合は、補償対象外となりますので、ご注意ください。

～自然災害による事故～

地震や暴風等の自然災害による事故で他人に損害を与えたときは、災害の程度や予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金支払対象外となる場合があります。対人・対物事故が発生した場合は、まず当社までご連絡くださいますようお願いいたします。

事故発生

お支払いする保険金の種類



お支払いする保険金は、基本補償および特約あわせ以下の通りです。

事故発生後に生じる費用

訴訟等に関連した場合の費用

ア) 損害防止費用

事故の損害の発生や拡大の防止のために必要または有益な費用

イ) 緊急措置費用

応急手当、護送、治療、看護その他緊急措置のために要した費用(後で損害賠償責任がないと判明した場合)

ウ) 初期対応費用(特約)

- ・事故現場の保存、取片付け費用
- ・事故原因調査費用
- ・現場派遣交通費・宿泊費、通信費

エ) 被害者治療費用(特約)

- ・重度後遺障害や入院の治療費
- ・死亡の場合の葬祭費用
- ・見舞金・弔慰金

オ) 争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬等

カ) 協力費用

保険会社が事故解決にあたる場合、保険会社へ協力するために要した費用

キ) 権利保全行使費用

他人から損害賠償を受けられるケースで、その権利保全・行使に要した費用

ク) 訴訟対応費用(特約)

- 訴訟が提起された場合の以下の費用
- ・交通費・宿泊費
 - ・文書作成費、実験費
 - ・意見書や鑑定書の作成費

◆◆◆ 和解や判決により法律上の損害賠償が確定したら… ◆◆◆

ケ) 損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払うべき治療費や修理費等の損害賠償

お支払いする保険金の額

補償種類	保険金支払限度額	免責金額
施設賠償責任保険	身体障害・財物損壊共通 (1事故) 2億円	なし
初期対応費用特約	1,000万円	
被害者治療費用特約	1,000万円 ただし被害者1名につき以下限度 死亡・重度後遺障害50万円 入院10万円 通院3万円	
訴訟対応費用特約	1,000万円	

・ア) 損害防止費用、イ) 緊急措置費用を除き、保険金支払につき事前に保険会社の同意を要しますので、必ず保険会社までお問合せください。

・オ) 争訟費用、カ) 協力費用については原則として支払限度額の適用はなく、費用全額が支払対象となります。

・ただし、オ) 争訟費用については、ケ) 損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{損害賠償金の額}}$$

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょうに起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波、高潮に起因する賠償責任
- 液体・気体・個体の排出、流出、いつ出に起因する賠償責任
- 原子核の反応、石油物質の流出
- 石綿等の摂取・吸引、石綿等の飛散・拡散
- 保険の対象となる防犯灯・防犯カメラ・掲示板の設置、修理、取壊しによる事故に起因する賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

事故が起こった場合のお手続き

= 初期対応 =

事故が発生した場合は、まずは、あわてず
落ち着いて初期対応を行ってください。

- A. 損害の発生および拡大の防止
- B. 被害者の確認
- C. 目撃者の確認
- D. 必要に応じ救急車・警察へ連絡

= 事故連絡 =

以下について確認し、お手元にメモを取り
代理店または保険会社へ、すみやかに
ご連絡ください。

- ①事故発生の日時・場所
- ②被害者の住所・氏名
- ③事故状況(発生原因、損害状況など)

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

※事故連絡の際には、本チラシ1ページ目に記載の証券番号、保険契約者名をお伝えください。

～示談交渉について～

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

事故が発生したときは被保険者ご自身に示談交渉を進めていただきますが、当社は円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。

なお、あらかじめ保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、その全額または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。
また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

お問合せ先

このチラシは施設賠償責任保険の概要についてご案内したものです。
保険商品の詳細につきましては、三井住友海上HPの下記リンクから読み取りいただけます。

<https://www.ms-ins.com/pdf/business/indemnity/shisetsu.pdf>

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



【代理店】

有限会社ポントス (担当：西尾 竜平)

〒587-0031 堺市美原区さつき野西1-2-2

TEL：072-362-7651 (受付時間：平日9:00～17:00)

E-mail：pontos@iris.eonet.ne.jp

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 堺支店堺第三支社

〒590-0952 堺市堺区市之町東6-2-9

TEL：072-222-0218 (受付時間：平日9:00～17:00)